



山口県選挙管理委員会告示第五十八号

平成二十七年四月二十二日執行の山口県議選の選挙区に属する選挙人の選挙権の効力を認め、市選管から提供された議選の世田区、平成二十七年四月二十日執行の選挙区に属する選挙人の選挙権の効力を認め、その効力を承認した。

平成二十七年六月二日

山口県選挙管理委員会 委員長 田中 啓

決 定 書

異議申出人

下関市稗田中町1番1号
吉村 親 房

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年4月27日付けで提起された同日12日執行の山口県議会議員一般選挙下関市選挙区における選挙（以下「本件選挙」という。）の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定します。

主 文

この異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙を無効とする決定を求め、その理由としておおむね次のように主張する。

1 下関市選挙管理委員会と山口県選挙管理委員会は、申出人の同意を得ないで、しかも選挙立会人（以下「立会人」という。）が確認する前の票数を、候補者別の得票数概数の中間開票状況として3回も発表した。この発表が速い速報というのは、建前であり、本当は、この発表は、途中の有効票の確認をさせることで立会人をウギ付けにして、その監視の目を奪い、開票作業で不正を行うための隠れみのである。

2 申出人の届け出た立会人が有効票の点検の立会監視中に、疑問票の審査に誘導され、立会監視することを妨害された。

これらの行為は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第67条及び第66条に違反する。

決 定 の 理 由

法第205条第1項の規定によれば、選挙の効力に関する異議の申出があった場合にお

いて、選挙の規定に違反することがあるときは、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、選挙管理委員会は、その選挙を無効としなければならないとされる。

ここにいう「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すものと解されている。

この規定及び当委員会が調査したところに基づき、慎重に審理した結果は、次のとおりである。

1 異議の申出の理由の1については
候補者別の得票数を中間開票状況として発表することは、選挙の結果を選挙人に速やかに知らせよう努めることを定めた法第6条第2項の規定の趣旨に適合する行為であると考えられ、また、候補者の同意を得ないで、立会人が確認する前の得票数を発表することは、法上禁止されておらず、このことに関して法第66条第2項及び第67条の規定に違反する事実はない。

なお、この発表を行うことは、申出人が主張するような不正を行うためのものではないのもちろんであり、また、不正行為が行われたという事実も認められない。

したがって、異議の申出の理由の1には理由がない。

2 異議の申出の理由の2については
申出人の主張は、開票作業の進め方に関するものである。
開票作業を進めるに当たっては、その公正さを確保するとともに迅速化を図ることが求められている。

ところで、有効票の点検の立会監視中に申出人の届け出た立会人が疑問票の審査に誘導されたと主張していることに關して、これは、開票作業の迅速化を図るために、疑問票が疑問票集積台に回付された際に、投票を1票ずつ点検する疑問票の審査を先に行うよう申出人の届け出た立会人を促したものであり、立会監視を妨害するためのものでない。

また、この場合においても、疑問票の審査をしていないときは、立会人は、開票作業を自由に見回り、又は立会人に回付された有効票を点検しており、点検後には、有効票500票ごとに束ねられた各票束に付された有効投票箋に押印していることが認められる。

さらに、選挙録には全ての立会人が署名押印している。よって、開票作業は公正に行われたと認められ、開票作業に關して法第66条第2項及び第67条の規定に違反する事実はない。

したがって、異議の申出の理由の2には理由がない。
以上のとおり、申出人の主張はいずれも理由がなく、この異議の申出は棄却を免れな
い。

よって、主文のとおり決定する。

平成27年(2015年)5月25日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

平成二十七年六月一日
印刷發行

發行
行人所

山口
県知事
庁